

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 29 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第9条の2</u> <省略></p>	<p><u>（深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲）</u></p> <p><u>第9条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>— <u>深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</u></p> <p>— <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p>— <u>8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第9条の3</u> <省略></p>

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第9条の3 育児を行う職員で時間外勤務の制限を受けようとするものは、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）とする日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の請求が当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認められるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第9条の4 第9条の2の規定は、条例第8条の3 第3項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

— 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。以下この号及び次号において同じ。))を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。))を行う場合で、その勤務しないことが相当で

第9条の4 前条の規定は、条例第8条の3 第2項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受けるとき 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

あると認められるとき 一の年において5日
(その養育する子が2人以上の場合にあって
は、10日)の範囲内の期間

— 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、
祖父母、孫及び兄弟姉妹で、負傷、疾病又は
老齢により日常生活を営むのに支障があるも
のの介護を行う場合で、その勤務しないこと
が相当であると認められるとき 一の年にお
いて10日の範囲内の期間

— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>

2 前項第10号から第13号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にある

— 職員の配偶者(届出をしないが事実上の婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同
じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、
孫及び兄弟姉妹が、負傷又は疾病により職員
の看護を必要とし、職員がその看護のため勤
務しないことが相当であると認められるとき
一の年において10日の範囲内の期間

— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>
— <省略>

2 前項第10号から第12号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第2において同じ。)との間において事実上父

と認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者	7日
<省略>	<省略>	<省略>

母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	7日
<省略>	<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に使用された改正前の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 1 項第 1 2 号の休暇については、改正後の同規則第 15 条第 1 項第 1 3 号の休暇として使用されたものとみなす。

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 29 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第 9 条の 2</u> <省略></p>	<p><u>（深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲）</u></p> <p><u>第 9 条の 2 条例第 8 条の 3 第 1 項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>— <u>深夜において就業していない者（深夜における就業日数が 1 月について 3 日以下の者を含む。）であること。</u></p> <p>— <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p>— <u>8 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第 9 条の 3</u> <省略></p>

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第9条の3 育児を行う職員で時間外勤務の制限を受けようとするものは、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）とする日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の請求が当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認められるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第9条の4 第9条の2の規定は、条例第8条の3 第3項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

— 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。以下この号及び次号において同じ。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。)を行う場合で、その勤務しないことが相当で

第9条の4 前条の規定は、条例第8条の3 第2項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受けるとき 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

あると認められるとき 一の年において5日
(その養育する子が2人以上の場合にあって
は、10日)の範囲内の期間

— 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、
祖父母、孫及び兄弟姉妹で、負傷、疾病又は
老齢により日常生活を営むのに支障があるも
のの介護を行う場合で、その勤務しないこと
が相当であると認められるとき 一の年にお
いて10日の範囲内の期間

- <省略>

2 前項第10号から第13号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にある

— 職員の配偶者(届出をしないが事実上の婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同
じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、
孫及び兄弟姉妹が、負傷又は疾病により職員
の看護を必要とし、職員がその看護のため勤
務しないことが相当であると認められるとき
一の年において10日の範囲内の期間

- <省略>

2 前項第10号から第12号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第
2において同じ。)との間において事実上父

と認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者	7日
<省略>	<省略>	<省略>

母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	7日
<省略>	<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に使用された改正前の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 1 項第 1 2 号の休暇については、改正後の同規則第 15 条第 1 項第 1 3 号の休暇として使用されたものとみなす。

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 6 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 29 号

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第9条の2</u> <省略></p>	<p><u>（深夜勤務の制限を受ける育児を行う職員の範囲）</u></p> <p><u>第9条の2 条例第8条の3第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。</u></p> <p>— <u>深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。</u></p> <p>— <u>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。</u></p> <p>— <u>8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。</u></p> <p>（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）</p> <p><u>第9条の3</u> <省略></p>

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第9条の3 育児を行う職員で時間外勤務の制限を受けようとするものは、時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）とする日及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求しなければならない。

2 前項の請求があった場合においては、任命権者は、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、第1項の請求が当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第8条の3第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認められるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

5 任命権者は、第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

（介護を行う職員の深夜勤務の制限）

第9条の4 第9条の2の規定は、条例第8条の3 第3項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

— 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者(届出をしないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))の子を含む。以下この号及び次号において同じ。))を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことをいう。))を行う場合で、その勤務しないことが相当で

第9条の4 前条の規定は、条例第8条の3 第2項に規定する介護を行う職員について準用する。

(特別休暇)

第15条 条例第14条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

から まで <省略>

妊娠中又は産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受けるとき 次に掲げる妊娠週数等の区分に応じ、それぞれ次に定める回数(医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示する回数)につき必要と認められる時間

アからエまで <省略>

<省略>

職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

あると認められるとき 一の年において5日
(その養育する子が2人以上の場合にあって
は、10日)の範囲内の期間

— 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、
祖父母、孫及び兄弟姉妹で、負傷、疾病又は
老齢により日常生活を営むのに支障があるも
のの介護を行う場合で、その勤務しないこと
が相当であると認められるとき 一の年にお
いて10日の範囲内の期間

- <省略>

2 前項第10号から第13号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にある

— 職員の配偶者(届出をしないが事実上の婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同
じ。)、父母、子、配偶者の父母、祖父母、
孫及び兄弟姉妹が、負傷又は疾病により職員
の看護を必要とし、職員がその看護のため勤
務しないことが相当であると認められるとき
一の年において10日の範囲内の期間

- <省略>

2 前項第10号から第12号までの休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

3及び4 <省略>
(介護休暇)

第16条 条例第15条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

<省略>

職員又は配偶者(届出をしないが事実上婚
姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第
2において同じ。)との間において事実上父

と認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者	7日
<省略>	<省略>	<省略>

母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で市長が定めるもの

2 から 4 まで <省略>

別表第 2 (第 15 条関係)

区分	親 族	日 数
	配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	7日
<省略>	<省略>	<省略>

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前日に使用された改正前の瀬戸市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第 15 条第 1 項第 1 2 号の休暇については、改正後の同規則第 15 条第 1 項第 1 3 号の休暇として使用されたものとみなす。